

会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 平成29年2月28日(火)午後4時50分
- 3 閉会日時 平成29年2月28日(火)午後5時55分
- 4 出席者 教育長 委員 4人
- 5 議決件数 8件
- 6 議決の状況

原案可決	5件	承認	3件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件	報告済	0件
- 7 議事録 別添のとおり

教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 平成29年2月28日(火)
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 1F 会議室
- 3 出席者
- | | | |
|-----|-----|----|
| 教育長 | 高杉 | 良知 |
| 委員 | 坂田 | 眞澄 |
| 委員 | 田村 | 雅恵 |
| 委員 | 小濱 | 樹子 |
| 委員 | 上之園 | 公子 |

計 5人

- 4 議事日程
- | | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 教育長報告 |
| 日程第3 | 報告第20号 専決処分報告について
「教育部長、参事、教育次長、課長、主幹、課長補佐、学校以外の教育機関の長及び附属機関の委員の任免に関することについて」 |
| 日程第4 | 報告第21号 代理行為の承認について
「付議事件に関する意見聴取について」 |
| 日程第5 | 報告第22号 代理行為の承認について
「付議事件に関する意見聴取について」 |
| 日程第6 | 第16号議案 学校医等の委嘱について |
| 日程第7 | 第17号議案 平成29年度使用特別支援学級用教科用図書採択について |
| 日程第8 | 第18号議案 府中町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第9 | 第19号議案 府中町教育委員会事務局及び学校その他教育関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第5 | 第20号議案 府中町揚倉山健康運動公園多目的広場有効活用調査検討委員会設置要綱の制定について |

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	金藤 賢二	教育次長	戸田 秀生
総務課長	胡子 幸穂	学校教育課長	中坊 京子
社会教育課主幹	沢元 保夫	総務課長補佐	土井 賢二
総務課主任	野田 直子		

6 議事の内容

(開議 午後4時50分)

教育長 出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから定例教育委員会会議を開催します。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございますが、日程第3報告第20号については、人事案件でございますので最後に審議することとしてよろしいですか。

(異議なし)

教育長 よろしいようでございますので、それでは日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と上之園委員を指名することとしますがよろしいですか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。
次に、日程第2、「教育長報告」を議題といたしたいと思っておりますので、報告をいたします。

○2月3日に広島県市町教育長会が行われました。

広島県教育長の挨拶を報告させていただきます。

主な議題は、来年度の事業についての予算について、県教育委員会の主要施策について説明されました。

はじめに、2項対立を克服して欲しいと言われました。生徒中心か教師中心かということではなく、子どもを規定にして、チャイルドベースということが大切ということでございます。発達と学び、発達は学習をリードし、遊びと学び、対立ではなく、遊びながら学ぶことがたくさんあるということでございます。

新学習指導要領について、目標（何のために）、内容（何を）、方法（どのように）をセットしていくことが重要であるということでございます。

主体的で対話的で深い学びをということで、子どもと子ども、子どもと教師、教師と教師など学校と社会とのかかわり、環境、生物を相対として捉える必要があるのではないかとございまして。実は、このことは、府中町のホームページの6年前の教育長挨拶で、「これからの社会で必要とされる力という中で、2番目に入れている項目でございます。

部活動の休養日について、県の教育委員会から色々な通知を出しております。教員の勤務削減のためでの議論ではありません。スポーツ科学に立脚した取り組みでございます。生徒の主体性に任せて行うトレーニング論で、科学的トレーニングは成果を挙げているということでございます。

続きまして、5年間の主要施策実施方針についての説明がございました。

それから、府中町立学校事案の再発防止について、第三者委員会からの答申を受けて、進路指導、組織的學校経営の課題等は全県内の学校の課題と受け止め、県としても取り組んでいくということでございます。その中で、中学校における生徒指導の手引き、生徒指導で生徒に寄り添った指導について議論していくということでございます。そして、魂の入った学校組織の運営、子どもの心に寄り添った指導、主体的に学んでいく子どもの育成等の取り組みの充実を図っていくということでございます。

○2月21日に総務文教委員会がございました。

3月議会に提案する教育委員会関係、総務関係の予算について、部長の方から説明がございました。

○2月24日に府中中学校工事視察に行きました。

町長、副町長、部長、建設部長と一緒に行ってきました。凄く施工が良いと聞いております4階だったところを減築して3階にしまして、その効果がでてるように思いました。スラブ補強鉄骨を20本入れております。スケジュール表もつけておりますので参考にしてください。平成29年9月の終わりくらいに校舎の新築工事が終わります。空調設置工事も9月の終わりくらいに同時に終わるような格好になっております。工事は順調に進んでいるということでございます。

写真にステップ1・ステップ2・ステップ3とありますが、スケジュール表のステップ1・ステップ2・ステップ3にリンクしております。楽しみにしていただけたらと思います。

以上でございます。

教育長 何かご質問等ございませんか。

(なし)

教育長 ないようでございます。では次にまいります。日程第4、報告第21号代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 (議案を読み上げ)

これは、府中中学校給食棟増築工事の契約について、2月20日の臨時議会で、認めてもらったという議案でございます。3枚目のところに、府中中学校給食棟増築工事で現在工事しております鴻池組ですが、スケジュールを逆算したら臨時議会をしないと間に合わないということで開いて、原案として提出しております。それについて、全会一致で可決されましたので、報告させていただきます。

教育長 何かご質問ございませんか、

(なし)

教育長 ないようでございます。よって日程第4、報告第21号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようございますので、報告第21号については、そのように決めます。では、次にまいります。日程第5、報告第22号代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長 (議案を読み上げ)

3月3日から議会が始まります。期間といたしましては、3月13日を予定しております。その議会に教育委員関係の補正予算及び来年度の当初予算についての報告をするという形でございます。詳細につきましては、総務課長が説明させていただきます。

総務課長 付議事件が3件ございます。

まずは、「平成28年度府中町一般会計補正予算」から説明させていただきます。63ページにまとめた資料がございますのでご覧ください。歳入歳出補正予算といたしまして、教育施設長寿命化計画等策定業務委託料9,990千円を計上しております。これは、町内の学校施設、社会教育施設合わせて全体的に長寿命化、いわゆるどのような形が府中町にふさわしいなどの中の仕様まで含めて検討して整備計画を作るというものでございます。実施計画のところでも、教育施設の標準仕様の策定という文言であげていたものでございます。利用者さんのアンケートを実施する中で、ちょうど4月から契約開始で動きますと、夏休み前にアンケート実施の集計が終わるので、3月から前倒しするという補正理由になっております。

1枚めくっていただいて、64ページの繰越明許費でございますが、平成28年度予算に積んでおいて、執行できなかつたので平成29年度も引き続いて事業を続

けていきますという予算でございます。先ほど説明いたしました。9,990千円の「教育施設長寿命化計画等策定業務委託料」でございます。

それから、「公民館維持管理事業」ということで、2,881千円計上しております。これは、府中南公民館の地下ホール床改修で、エアコンから出る水の漏れなどで、ひずみが発生しており、活動者が安心して利用できる状況ではない状態であったことから早急に対応するため、流用で対応しましたが、実際に床面をはいで確認すると床下の状態が想定以上に悪く、工期が当初予定の1ヶ月から延長されたため、施設修繕料2,881千円を繰越すものでございます。

続きまして「中学施設耐震化事業」の繰越額の変更でございます。これは、府中中学校校舎耐震化工事に係る本来部分です。給食棟については、12月に補正予算を組んで、繰り越しておりますが、本来の校舎耐震化工事については、平成28年度予算に計上しておりましたが、平成29年度までかかるので今までの進捗部分を除いて平成29年度に係る部分について繰り越したということでございます。

「平成29年度府中町一般会計予算」については、総務課長補佐から説明させていただきます。

総務課長補佐 それでは、「平成29年度府中町一般会計予算」について、説明いたします。

本日追加でお配りした1枚ものの表の1番下段をご覧ください。一般会計の総額が記載されております。

平成29年度の一般会計予算は、前年度に予算計上していた府中中学校校舎耐震化工事や北交流センター新築工事が終了したことから前年度比32億3百万円減、率にして14.9%減の歳入歳出総額182億3千9百万円になりました。

続いて、教育費の歳出予算について説明いたします。

平成29年度の教育費歳出予算は、先に説明いたしました府中中学校校舎耐震化工事の終了が大きく影響し、前年度比22億4千6百万円減、率にして62.0%減の13億7千6百万円になりました。

参考までに、府中中学校校舎耐震化工事を除くと前年度比2千8百万円増、率にして2.1%増の13億3千9百万円になります。

続いて、教育費の予算要求内容については、これまでの教育委員会議資料で変更となった箇所、いわゆる町長査定の結果を中心に説明させていただきます。

67ページをご覧ください。「木の香る学習環境整備事業」の枠外要求ですが、町長査定の結果、全学年の机・椅子のリースによる更新が認められました。小学校3,950千円 中学校871千円となっております。

続いて、73ページをご覧ください。「学校ICT環境整備事業（小学校）」の枠外要求ですが、町長査定の結果、中央小学校への電子黒板5台及びタブレット36台のリースが認められました。1,566千円となっております。

続いて、74ページをご覧ください。「小学校教育支援事業」及び「中学校教育支援事業」の枠外要求ですが、こちらについては、意見聴取の場で指摘されたこともあり、事業量を精査し修正した内容で町長査定を受け、小学校及び中学校ともに支援員の配置が認められました。小学校1,228千円 中学校522千円となっております。

続いて、77ページをご覧ください。「放課後子ども教室推進事業」の枠外要求ですが、町長査定の結果、夏休み期間の拡充事業が認められました。351千円となっております。

続いて、78ページをご覧ください。「揚倉山健康運動公園体育施設維持管理業務」の枠外要求ですが、町長査定の結果、揚倉山健康運動公園多目的広場有効活用検討委員会議謝礼が認められました。112千円となっております。

トータルで8,600千円の枠外要求が認められました。教育委員の皆様には意見聴取に臨んでいただき、大変ありがとうございました。意見聴取で述べて頂いた案件につきましては、全て認めていただける結果となりました。

なお、枠外要求で、府中小学校の体育館屋根防水改修工事については、当初予算の計上は見送りとなりましたが、引き続き、来年度での補正要求も考えておりま

す。

また、くすのきプラザの駐車場維持管理業務については、現状の維持管理で当面運用して、様子を見ることとなりましたので、見送りとなっております。

以上で町長査定の結果を報告させていただきます。

総務課長

続きまして「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」説明させていただきます。

議案としては、49ページでございますが、説明は、61ページの第10号議案参考資料と書かれているものをご覧ください。

条例の概要を読んでもいただければ、だいたい内容がわかると思います。まずは、「府中町職員の給与に関する条例の一部改正」です。新たに休暇となる介護時間、今までは介護休暇しかなかったのですが、時間で休暇がとれるようになったということで介護時間が設定されました。介護時間は無給でございますので、その時間の給与額を減額する規定が加わったということでございます。

続きまして、「府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正」です。育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲が拡充されました。親権を行う者等の同意を得られないため養子縁組里親となることができない職員に委託されている児童を含めるということでございます。

続きまして、「府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」です。育児休業等の対象となる子を養育している場合、拡充しましたので、拡充した子の深夜勤務や時間外勤務の制限対象にしようというものでございます。介護休暇の期間は、通算して6月を超えない範囲内で必要と認める期間とし、3回を限度として分割するという規定ができました。介護時間は、職員が要介護者の介護を行うため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を越えない範囲内で必要と認める時間における休暇とするという規定ができたということでございます。

教育長

何かご質問ございませんか、

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、報告第22号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、報告第22号については、そのように決めます。では、次にまいります。日程第6、第16号議案「学校医等の委嘱について」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

(議案を読み上げ)

学校医につきましては、毎年医師会・歯科医師会から推薦がありまして、この時期に新たな委嘱をお願いしております。89ページが平成29年度で、90ページが今年度の名簿になっております。対象の先生のところにマーカーでぬられているところがございます。

教育長

何かご質問ございませんか、

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第16号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、第16号議案については、そのように決めます。では、次にまいります。日程第7、第17号議案「平成29年度使用特別支援学級用教科用図書採択について」を議題といたします。
説明をお願いします。

教育部長 (議案を読み上げ)
これにつきましては、昨年8月23日使用することで、採択について審議いたしました。新1年生につきましては、今までの教科書の採択としては、検定本をまず渡すという形が通常でございましたが、この度、県からの指導もございまして、新1年生につきましても学校で検討していただきました結果を、今回採択していただきたいと思っております。詳細につきましては、学校教育課長が説明させていただきます。

学校教育課長 教育部長からありましたように、来年度4月から各小学校の知的障害特別支援学級に入学する予定の児童のものでございます。全部で5名、府中小学校1名、府中南小学校3名、府中北小学校1名でございます。これまでは府中町では、1年生については、状況を学校としてまだ把握できないことから検定本を給与しておりましたが、県の指導もありまして、知的障害を持っている児童については、文部科学省の著作教科書を中心に一般図書も含めて学校の方で選定していただきました。その一覧が2ページでございます。著作教科書のうち☆1つのものがこれまでに採択していただいていたもので、こくご☆1、さんすう☆1が新たなものでございます。それから一般図書の中でもかなりのものはすでに採択していただいているものでございますが、今回新たに4ページの府中南小学校からの①国語「ひらがなカード」②生活「ぐりとぐらの絵本」「ぐりとぐらの1ねんかん」、下から2番目の③生活「アンパンマンのおはなしでてこい5」「アンパンマンとはみがきやま」この3点につきましては、これまでに採択されていませんので、新たにお願ひしたいというものでございます。

教育長 何かご質問ございませんか、

(なし)

教育長 ないようでございます。よって日程第7、第17号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、第17号議案については、そのように決めます。では、次にまいります。日程第8、第18号議案「府中町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について」 続けて、日程第9、第19号議案「府中町教育委員会事務局及び学校その他教育関係職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
説明をお願いします。

教育部長 (議案を読み上げ)
第18号議案、第19号議案につきましては、府中緑ヶ丘中学校の案件の方向性の中で組織を作って、その組織の職を新たに作るということで、今回規則を制定するというものでございます。詳細につきましては、総務課長が説明させていただきます。

総務課長 14 ページの新旧対照表をご覧ください。府中町教育委員会事務局の組織に関する規則ということで、学校支援室を第2条で組織の中に位置づけました。学校教育課の中に学校支援室があるということでございます。そして、この規則で、学校支援室の事務分掌を定めております。第6条で学校教育課、学校支援室の事務分掌、特に第1号で学校改善推進のための教職員の資質能力向上等に関する事、それから第2号で学校運営体制確立に係る指導・助言・支援等に関する事、第3号でその他学校改善推進全般に関する事ということをあえてうたわせていただきました。第7条、第8条で指導企画係、児童生徒係の職務内容を整理しております。これについては、10 ページから11 ページをご覧ください。中身については、かなり学校支援室に移動しましたので、児童生徒係にありました「学校における食育の推進に関する事。」「私立幼稚園補助に関する事。」「課の庶務に関する事。」が指導企画係に移動しております。

続きまして、第19号議案について、20 ページをご覧ください。この規則においては、学校支援室ができたことによって、職名としての室長を第2条で位置づけております。21 ページに、指導主事の後に専門員を位置づけております。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、第18号議案、第19号議案については、そのように決めます。では、次にまいります。日程第10、第20号議案「府中町揚倉山健康運動公園多目的広場有効活用調査検討委員会設置要綱の制定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長 (議案を読み上げ)

先ほど総務課長補佐の方から説明がございました枠外要求として、揚倉山健康運動公園の有効活用を促進するために検討委員会を立ち上げて協議するという事で、設置要綱を制定して行っていこうと思っております。詳細につきましては、教育次長が説明させていただきます。

教育次長 現在揚倉山健康運動公園については、天然芝で芝が傷むので1日6時間しか使用できません。年間2ヶ月は養生期間があり、全く使用できません。夜、照明施設はありますが、照明はつけないようにして、日中だけ使用しております。それが、本当に良いのかどうか、もっと住民に使ってもらうためには、人工芝も検討するべきではないかという意見もございまして、そういったことを有効利用とか、将来的に揚倉山健康運動公園をどのようにしたら、皆さんに喜ばれるかということを外部的の方も取り入れて検討するために要綱を作る打診がありました。具体的には、運動に関する専門的な知識を有する方など住民の方に入っていて、だいたい6人くらいを想定しております。遅くとも秋までには、方向性を出したいと考えてこの要綱を作りました。委員会から出た結論につきましては、教育長に諮問で上げていただいて、教育委員会の方で今後の方針として参考にさせていただきます。意見をいただいた時点で、この要綱も必要なくなりますし、委員会も解散ということになります。

教育長 何かご質問等ございませんか。

田村委員 (1)の「健康・運動に関して専門的な知識を有する者と(2)の学識経験者の違いを教えてください

教育次長 (1)については、スポーツ推進委員や体育協会の方を想定しております。(2)については、スポーツのことをよくご存知の大学関係の先生を想定しております。

教育長 その他ご質問等ございませんか。

(な し)

教育長 ないようでございます。よって日程第10、第20号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、第20号議案については、そのように決めます。では次にまいります。日程第3、報告第20号「専決処分報告について(教育部長、参事、教育次長、課長、主幹、課長補佐、学校以外の教育機関の長及び附属機関の委員の任免に関する事について)」を議題といたします。本件は、人事に関する案件であるため、審議は非公開が適当と思われまふ。ついでには報告第20号の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙 手)

教育長 出席委員の3分の2以上と認め、報告第20号については非公開とします。それでは説明をお願いします。

(以下非公開)

教育長 報告第20号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 ご異議ないようでございますので、報告第20号については、そのように決めます。以上で本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉議 午後5時55分)